

午後2時01分開会

○はやお委員長 こんにちは。ただいまから企画総務委員会を始めさせていただきます。座って進めさせていただきます。

本日、欠席届が出ております。まず、会計管理者、保科部長、公務のため。行政管理担当部長、吉村部長、3時30分から、特別区総務部長会の出席のため。道路公園課長、谷田部課長、公務のため。景観・都市計画課、印出井課長、公務のため。麴町地域まちづくり担当課長、早川課長、公務のため。そして最後に、区議会事務局長、3時から、特別区議会事務局長会出席のため欠席する、とのことでございます。（発言する者あり）あっという間に……（発言する者あり）

それでは、お手元に配付させていただいております日程をお配りしております。陳情審査1件、報告事項3件、その他、このように進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 では、1の陳情審査から入らせていただきます。継続審査となっております。送付31-9、（仮称）四番町公共施設整備に関する陳情の審査に入りたいと思います。

資料も出ておりますので、まず初めに、執行機関からの説明を求めます。

○加島施設経営課長 資料、前回の当委員会でご指示のございました、（仮称）四番町公共施設整備の10月10日に行いました早期周知条例に基づく説明会、こちらにご参加いただいた方々に、11月6日付で送付いたしました資料を、政策経営部資料1として用意させていただきました。ちょっと、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、1と書いてあるやつが、かがみ文になります。中段からその部分、ちょっと読まさせていただきます。

「議事録の送付並びに当日お答えできなかったご質問につきまして回答させていただきます。恐れ入りますが同封いたしました資料等にてご確認いただければ幸いです。なお、今後は、近隣にお住まいの方、現在住宅にお住まいの方、また施設をご利用されている方に、それぞれのご事情に応じて丁寧に対応してまいります」というかがみ文をつけております。

で、同封した資料でございます。一つ目が、「（仮称）四番町公共施設整備計画に係る説明会について」ということで、議事録案ということ、そちら別途、資料でつけさせていただいているページ数が1から43までの、当日の説明会の議事録でございます。

続きまして、早期周知説明会における質問と回答ということ、右側に資料1というものでつけさせていただいております。後ほど議事録を確認していただきますと、左側にある質問が参加者の方々からいろいろと出ております。それに対しての回答ということで整理させていただいて、送らせていただいたものでございます。

最後に、（仮称）四番町公共施設整備についてということ、資料2をつけさせていただいております。これに関しましては、都市基盤整備特別委員会等で、基本構想の段階で作成させていただいたものの資料でございます。こちらに関しまして、施設整備の基本的な考え方が載っておりますので、そちらも同封させていただいて、送付させていただいたというようなものでございます。

説明は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

契約課長。

○平岡契約課長 前回12月9日の企画総務委員会におきまして、（仮称）四番町公共施設新築工事に伴う契約の事務につきましてお尋ねをいただいておりますので、口頭でご説明をさせていただきます。

現在、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約他3件の入札公告を公表し、制限付一般競争入札の入札参加者の募集を行っております。2月3日と4日に、合わせて4件の入札案件の開札を行い、第1回区議会定例会におきまして議案として提出できるよう、事務を進めております。改めまして、第1回区議会定例会におきまして皆様のご審議をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ご説明は以上です。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。報告はそれだけかな。はい。

それでは、質疑を受けます。何か質問ございましたら、よろしく願いいたします。

○小枝委員 すみません。今の契約のところのことを伺っておいていいですかね。

○はやお委員長 はい。いいですよ。はい。

○小枝委員 契約の話なんですけれども。まだ、現在、この後の質疑で出てくるんだとは思いますが、保育園棟と図書館棟との2棟を一括して解体、建築するというふうな契約事務を行っているということだと思いますが、それが今までの経験則的に、神田警察通りであるとか、何というか、内容が、見通しが立たない段階で契約をしまして、議会も議決してしまっているということなので、かなり何億か契約を変更せねばならない。人工も押さえていたので。という事態が過去に、ついこの間まで発生しているわけですので、この契約が、今ここで聞いておきたいのは、どこから先だと、そういった期間変更あるいは契約内容変更になったときに、何というんですか、ペナルティーというんですか、相手の事業者さんに対して、損害金なり何かを払わなければならない時点というのとはどこなのかというのを、まず事務的に確認しておきたいと思っております。

○平岡契約課長 まだ契約行為を行っておりませんので、どこからかというところは、ちょっと実際の事業着手の点になるかと思うんですが、事業者が何らかの事業着手をすれば、その時点から、例えば、ペナルティーとおっしゃっていたような遅延損失などは発生するというふうには思っております。その程度により損失額等は明らかになると思うんですが、現時点では何ともちょっと、契約を行っておりませんのでお答えはしにくいところだというふうに考えております。

○小枝委員 じゃあ今の段階では、公募をしている段階だから遅延損失は発生をしていないという答弁だと受けとめますが。とはいえ、契約事務に入るといのは、ある程度、状況が固まって、そして議会に、こういった契約事務に入りますが、いかがでしょうかというのがあって入るのが、私は通常だというふうに認識しておりますけれども、それについては、例えば一部の会派だけお聞きになったとか、何かあるんでしょうか。そういうこともなくして、こういう作業に入るといのは、今まで通常あり得ないことだと思うんですけども。

○平岡契約課長 これまでも、委員会のご審議の中でスケジュール表等は必要なご説明を

関係課長からいたしているというところでございます。そのスケジュールに合わせて予定どおりに事業を進めさせていただくというようなことでありますれば、今申し上げたような日程で進めていくことが適切であるというようなことでございます。それに伴いまして、議案としてご提出をさせていただき、ご審議をいただきたいというふうに考えております。○小枝委員 そうというのは、スケジュールどおりに進んでいるものについては、そういうことを言ってもそうだろうと思うんですけども、これは全てにおいてスケジュールどおりに進んでいないわけですから、それで見切り発車で契約準備行為に入るということは、非常にまた区民の税金を無駄に使うおそれがあるから、私は申し上げているんですけども。それは委員会の皆さんの考え方も聞きたいところではあります、どういうふうな判断に立つんでしょうか。

○はやお委員長 ここで明らかにしなくちゃいけないのは、何かこう、今までの工程、計画と差異が生じている項目、その辺のところ、どういうふうに認識しているのか。で、そうなってくると、今さっき言った小枝委員のほうの質問に流れてくるんだけど、それじゃ、今のところはどうなの。執行側のほうとしては、その辺のところ、計画のとおりオンしているという認識しているのか、何かその課題としては図りつつも、そこはいろいろな対応の中で吸収できるというふうにスケジュールを考えているのか、そこを答えていただきたい。

施設経営課長。

○加島施設経営課長 今、この時点で我々が考えているのは、今、契約課長が申したとおりのスケジュールでいくと、1 定のご議決を賜りたいというふうに考えております。そこから準備工事だとか入りまして、過去にもスケジュール表を出させていただきましたけれども、住宅の方がいらっしゃいますので、8月末で仮住宅が完了すると。その後、引っ越しをしていただくと。で、その期間って少しありますので、もう既に出ている四番町保育園・児童館のほうの内装を解体していきたいというようなスケジュール立てになっております。で、その後、仮住宅ができて、そちらに移っていただいた後に本格的な解体、また新築工事が始まりまして、今の予定としては、皆様にお示ししている令和6年10月末までということで、スケジュールのほうを考えているというところでございます。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 ここで引っ張ることもないでしようが、差異が生じているかないかというのは、これからのやりとりの中でわかってくることですし、来年の8月に転居というような形が、1人も残らない状態にならない限りは差異が生じるというふうに私は認識していたので、そうなったときに、そこになってから、あ、とかいうのは、もうやめましょうということを行っているわけで。

それと、もう一つは、人道的に、こういう、保育園側からと言いますけれども、こういった、あなたのお宅も解体しますよみたいなやり方も、工事を進めるというやり方も、非常に、虐待というか、非常に丁寧に丁寧にいいながら、非常に、やり方においては、この人道的な、私は問題が発生する可能性もあるので、ここはそこでとどめますけれども、差異が生じていないというふうに言ったことに関しては、本当に生じているのか生じていないのかは、これは時が明らかにすることですから。でも、その場に、目の前に落ちてこないとわからないということは、やっぱり大人の見識としてはあり得ないことなので、ど

の辺の見通しが今、現時点立つのかというほうの議論に入った上で、今、契約準備行為ですから、契約準備行為を見逃していいのかどうかというのは、全体的な判断をやっぱりしていただきたいというふうに思うので、私のほうとしては、今、ここで、ただ質疑の中で、今ここで立証するというのではなくて、そういうことを含んでいるということ、運営上、認識していただきたいと思います。

○はやお委員長 はい。

ほかに。

○木村委員 前回12月9日の委員会で、陳情書、67名の方が署名を添付して議会へ提出された。で、この中で、区営アパートの方ですね。区営アパートの方が、この事業の鍵を握っていると私は思っているんだけど、このアパートにお住まいの方は、どの程度この陳情書に署名されているのか、ちょっとお願いしたものですから、ご報告いただきたいと思うんです。

○はやお委員長 休憩します。

午後2時15分休憩

午後2時16分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

木村委員。

○木村委員 区営アパートにお住まいの方のうち、相当の方が今回の陳情書に署名されていらっしゃる。今回の陳情の中身を拝見すると、要するに住民の合意、これを大事にしてくれ。で、必要に応じて計画を見直してほしい。公共施設というのは区民の共有財産ですから、ある意味、当然のことだと思うんです。で、そのうち、相当数がこの署名をしていらっしゃる。で、この背景というかその理由を、住宅課はどう捉えていらっしゃるでしょうか。

○加藤住宅課長 今回の陳情の中で、説明会であったり、あと、必要に応じて計画を見直すようにといったところの二つの項目を出していただいているといったところで、まず率直に思うところは、まず私どもの説明がちょっと不足しているといったところが一つあるのかなというふうに思っています。

それと、あともう一つは、その理解、合意といったところにつきましても、もう少しいろいろかみ砕いて皆様のご理解を得やすいような形で、私どもとしては事業を進めていかなければいけないというふうに思っています。ただ、ここの、必要に応じてという部分が、どういうところなのかといったところは、もう少しいろいろお話を聞かせていただきながら、できること、できないこと、あろうと思いますが、できることについて、我々としては対応のほうをさせていただきたいと思っています。

○木村委員 まあ、何といいましょうかね、住宅課の皆さんが、私、別にサボっているというふうに思っていないですよ。説明不足、それから、説明の仕方というか、もう少しかみ砕いてという。住宅課の説明の、いわゆる量と質という、そういったふうに捉えていらっしゃるようだけれども。ねえ、夜も訪問し、休みのときも訪問し。で、いろんな集まりに参加して説明していると。それでも納得していただけないのは何でしょうか。私、相当頑張っていると思いますよ。

○加藤住宅課長 まあ、そうですね。皆さんからのいただいている、まだ質問に対して、

納得できるといったところの説明ができていないのかなというふうに思っております。で、あと、まだ質問いただきながら、まだ、いろいろな調整がございまして、お答えできていない部分がございます。そういったところも、年明けになってしまいますが、そういったところも含めて説明させていただきながら、理解のほうを図ってまいりたいと思っております。

○木村委員 住宅課の皆さんが足しげく通っても納得していただけないというのは、計画が悪いからなんです。住まいというのは生活の基盤でしょ。安心の土台ですよ。で、それをあたかも行政都合で積み木のように、こう動かせばいいんじゃないかということで扱っているからなんです。要するに、あそこに住んでいる方の住まいの安心を、まるでおもちゃのように、こうやれば建てかえが進むというような扱いをしているからなんです。だから、それに怒り、不安を感じているんです。だとしたら、やはり住民の皆さんが納得できるような形で計画を見直すというのが、私は公共施設の扱い方だと思いますよ。民間のデベロッパーじゃないんだから。で、同時に、今の区の住宅施策が解決を困難にしているんですよ。それは、例えばご高齢の方が少なくありません。病院との関係、あるいは友人との関係、あるいはリハビリとの関係で、今の住まい、今の位置でなければだめだという方も少なくないわけですよ。そういった方に、例えば高齢者住宅があったら、この事業に協力しましょうという方もいらっしゃると思います。しかし、区の方針というのは、借り上げでも公営住宅はもうつくらない。ふやさない、と。これが石川区政の方針でしょ。じゃあ、今の高齢者住宅があくのを待っているのかと。仮住宅できるまでに全部あくのかと、ニーズに合うだけ。保証ないでしょう。ですからもう、借り上げも含めて公営住宅は二度とふやしませんという石川区政の住宅施策が、まさにこの計画を八方塞がりになっているわけですよ。それだけ石川区政の住宅施策というのは、もう、どうしようもないほど軽んじられているんです。それで、足繁く通えば納得できるだろうと、してもらえるだろうと。甘いんですよ。これは。

その辺の住宅施策というのは、例えば、借り上げ型の区営住宅も含めて、十分に提供しましょうという、そういう方針の見直しは、見通しというのはあるんですか。見直しの見通しは。

○加藤住宅課長 現段階では借り上げで、例えば、今おっしゃられた高齢者住宅をふやそうといったところについては、申しわけないんですが、現段階では検討もしていないところでございます。ただ、さまざまな住宅ストックの活用を図りながら、皆様、本当にどこまで応じられるかといったところについては、本当に何とも今のところは申し上げられませんが、できる限り、ある程度皆様のご意見を賜りながら、その意に沿いながら、対応のほうをしてみたいと考えてございます。

○木村委員 実は、この住民の合意というのは非常に大事で。で、この説明会にあったように、住民の皆さんの声というのが周りの、周辺の住民の皆さんの共通の声になりつつあるんですよ。なってきたんですよ。公共施設なのに住民の声を反映していない。それから税金の使い方としてどうなのか。それから、今、持続可能な社会と言っているのに、こんな大きな施設をつくって、維持管理も含めて大丈夫なのか。こういった点、やはり皆さん、声を上げていたじゃないですか。だから、これね、住民の——いや、仮にアパート、住宅の皆さんが合意したとしても、スムーズな交渉の保証は、全くないですよ。

それで、これ、都市基盤整備特別委員会、二十数回やったとかということで、（発言する者あり）事あるごとに、議論した、議論したと言うんだけど、ここで、これ、調査報告、最終の段階で、各定例会で、委員会でどう議論したのかというのを集約されているんですよ。これ、非常に便利な集約で、よくできている。（発言する者多数あり）それで、なぜこういう状況になったのかということですね。27年8月に2棟を一体的に整備する案への方針転換に至ったのか、区から明快な説明がなされない状況が続いてきたと。なぜ2棟を一体的に整備する案に方針変更に至ったのかと、その辺の説明はやられていなかったと。で、これが居住者の合意を困難にしている一番のバックボーンとして指摘しているわけですよ。

さらに、29年7月。2年たって、それで正副委員長が、直接居住者と話を聞くわけですよ。（発言する者あり）で、意見聴取した結果、区と居住者の意向に乖離があることが明らかになった。（発言する者あり）2年たっても乖離が相当あるということが明らかになったんですよ。で、今もですよ、今なお、あれだけの方が、必要に応じて見直してくれという陳情書に署名されているわけですよ。合意は全然進んでいないわけだ。あれだけ住宅課の職員が足しげく通ってもですよ。

こういう状況の中で、こういう状況の中で、来年、契約に入っていくと。そして8月にできるけれども、暑いからということで10月に引っ越ししてもらおうと。それから解体が始まるんだけど、工事が始まるんだけど、スケジュールどおりいく見通して、あるんですか。

○加藤住宅課長 本当に厳しいご質問をいただいているというふうに認識してございます。私としましては、何とかこの8月末に仮住宅が竣工し、その後10月の、多分末ごろ引っ越しといったところが、もう本当に大命題、一番やらなければいけないというふうに非常に認識してございますので、そうなるように努めるという答弁しかできかねます。

○木村委員 いや、そうなんです。それしか答弁できないんですよ。とにかく今、八方塞がりなんです。で、アパートの居住者の一定数が、この計画はおかしいと声を上げている。それで、この事業に協力しましょうという人のニーズであった高齢者住宅も準備できないと。だから、さらにその数はふえるでしょ。そして近隣からも、こんな計画でいいのかという声が、この早期周知条例の説明会でも明らかになったように、広がってきていると。で、そういう中で、この計画を強引に進めちゃおうというのが、今の区の方針なわけですよ。

で、住民の方は、子どもたちの施設を、これ一日も早くいいものに改善してほしいということに反対している人、誰もいません。で、ほかのアパートの居住者の方、それから近隣住民も合意し、かつ子どもたちの喜ぶ顔が見られるためにはどうしたらいいのかということで、皆さん一生懸命考えているんですよ。本当に一生懸命考えていますか。

例えばですよ。例えば――例えばね、四番町住宅にお住まいの方が、お隣の職員住宅に移るといった場合、これは公営、区営住宅の仕様で、公営住宅という扱いで、もともと仮住宅ということで計画したわけだから、公営住宅に準じた扱いで住むことは可能なのかどうか。家賃も含めて。可能でしょう。だって、もともとそういう計画だったんだから。

○加藤住宅課長 確かに、おっしゃるとおり、当初の計画ではそのとおり、四番町住宅の方々を、四番町住宅の改築に合わせて四番町アパートのほうにという話がございましたの

で、多分それ自体は可能だとは思いますが。ただ、現在の計画は、そうではないので、そういう形には、ちょっとなかなかかなりづらいといったところでございます。

○木村委員 区の考えはいいんですよ。それはそうでしょ。で、広さは、職員住宅というのは、あれは仕様はどうなっているんでしょう。1DKはないですよ、ファミリー用だから。皆さん、2DK以上ですよ、たしか。

○加島施設経営課長 はい。すみません。ちょっと、今、資料を持っていないのであれなんですけど……

○木村委員 言っていることはわかるよね。

○加島施設経営課長 単身用ではなく世帯用ですので、おっしゃられるとおりの広さだというふうに思っております。

○木村委員 例えば、住民の皆さんはいろんなことを考えているわけですよ。それで、このままでは恐らく、区の計画は、計画どおりいかないと思いますよ。だって、ずっと、もう、29年から都市基盤整備で議論しているのに、今なお、この計画を見直せという人たちの数というのは、変わらないどころか、不安は一層広がっているんですから。恐らくこのままいかないでしょう。

で、そうした場合、そうした場合ですよ。仮に、あくまでも仮にですよ、仮に。四番町住宅にお住まいの方を職員住宅に仮に移ってもらうと。それで、四番町住宅のほうは、これはもう、文字どおり子ども施設として特化していくと。そうすれば、四番町住宅にお住まいの方は賃料もふえないし、部屋は狭くならないし、生活圏も変わらなくていいんじゃないかというような意見もあるわけけれども、（発言する者あり）設計変更というのは、設計変更というのは、これは時間的あるいは経済的に、そんな変更をした場合というのはどうなるんでしょうか。すぐできるものでしょ。（発言する者あり）

○加島施設経営課長 はい。今、木村委員が言われたようなものと、設計変更ではなくても別の建物なので、全く違う形なのかなというふうに思います。で、今、木村委員が指摘されていることに関しましては、特別委員会で相当の時間をかけてやられたということなので、我々としては、そういったところを一つ一つ整理させていただいて、今ここにあるというふうに認識しております。

○木村委員 特別委員会で二十数回も議論してきた。これは私もその委員でしたので、経過をよく知っています。しかし、特別委員会として、住民が反対していても、とにかくこのとおりやれという委員さんはいなかったんじゃないかと思うんですよ。当然、行政が、区営住宅やアパートの皆さんへの働きかけを強めて、おおむね、その理解を得られるということを前提の上での判断だったと思うんです。反対してでも、とにかくこのとおりやれという議員さんは、私は、いなかったと思いますよ。ところが現実には、理解が進むどころか、不安が強まっていると、広がっていると。

だって、これから5年でしょ、できて戻ってくるまで。80代、90代の方にとって、どういう思いなのかと。やっぱりそこに心を寄せたときに、やはり次善策ということも、行政としては持っていていいんじゃないかと思うんだけど。当然、議会にも諮って、そのときは諮っていただく必要が当然ありますよ。どうでしょうかね。

○はやお委員長 休憩します。

午後2時33分休憩

午後2時51分再開

○はやお委員長 再開いたします。

それでは、一応、質問しちゃっていたんだっけ。どこだ。俺、いつも忘れちゃうんだっけ——あ……

○木村委員 質問で……

○はやお委員長 しちゃっていて、とめちゃったんだっけ。

○木村委員 次善策、必要じゃないかみたいなことを言って……

○はやお委員長 じゃあ、ちょっと……

○木村委員 ……意向調査について、ちょっとやりとりが……

○はやお委員長 はい。いいですよ、いいですよ。はい。

○加藤住宅課長 いいでしょうか。（「住宅課長が……」と呼ぶ者あり）

○はやお委員長 と言ったんだけど、まあ、だから……

○加藤住宅課長 事務的なところだけ。

○はやお委員長 じゃあ、事務的なところだけ。はい。

○加藤住宅課長 委員長、住宅課長。

○はやお委員長 はい。住宅課長。

○加藤住宅課長 はい。お時間いただきまして、申しわけございませんでした。

まず、今後のスケジュールということで、目の前ということで、まず1月、2月といったところなんでございますが、1月、2月につきましては、皆様方に建てかえ事業における明け渡しのほうの請求のほうをしていく段取りになります。で、それを、できれば2月上旬程度にやらせていただければと考えてございます。その後、皆様方の意向について、そのときにも確認をさせていただくというふうに考えてございます。それまでにつきましては、個別個々の対応で、さまざまお話を聞かせていただきながら、対応をこちらとしても考えさせていただきながら、皆様方の、できるだけ意に沿う形で対応を図ってまいりたいと考えてございます。

○はやお委員長 木村委員。

○木村委員 あれ、前は半年前なので、民法がそういう考え方だからね、明け渡しの。そうすると、その半年前に、というと、10月だから4月でしょ。に、明け渡しの請求をして、で、意向調査は一、二月ごろというふうに、前回言っていた気がするんだけど、今回は一緒にしちゃうわけ。

○加藤住宅課長 あくまでも最低限の皆様へ通知を行うのが半年前というふうになってございますので、別に半年前じゃなくても構わないといったところです。要は、最低でも半年前には通知を送りなさいよという形に、法の立てつけがなっておりますので、そうではなくて、もう少し早目に皆様方の意向をとらせていただきたいといったところは、前回もそういう意味合いで申し上げたつもりでございます。

○木村委員 じゃあ、そうしますと、今回の意向調査というのは、よく、ほかの自治体の建てかえの実施要綱なんかを、こう見たりすると、同意しますとか同意しませんとかみたいなのも一緒に添付して、それを返信するみたいな形になっているんだけど、今回の意向調査というのも、要するに転居をしますか、どうですかみたいな、そういう建てかえ事業に同意するかしないかと、そういうことなの。



○加藤住宅課長 基本的には、転居をするかしないかという形にさせていただこうと考えております。で、せんだってもし少し申し上げさせていただいたとは思いますが、さまざまな個々の事情、先ほど言われた高齢者住宅に移りたいであったり、また、お子さんの学校の関係で、近隣にとどまりたいと。さまざまな意向の方がいらっしゃいますので、そういったところの事情を加味しながら、そちらについては対応のほうを図ってまいりたいと思います。

○木村委員 そうしますと、そうした意向調査の結果というのが、これが非常に大事になってくるんじゃないかと思うんだけど、先ほどの契約事務だけでも、それとは無関係に2月3日開札ということでやっていくわけですか。

○平岡契約課長 意向調査は意向調査で、各所管課で丁寧にやっていくということは、今、ご説明があったかというふうに思っております。これは整備スケジュールの中で必要な契約事務、そして準備行為であります契約行為、そういったものを私たちのほうで計画しているものでございます。こちらは予定どおり進めさせていただき、また議案の中でご審議をいただきたいと。先ほどの繰り返しになりますが、そういう形を考えてございます。

○木村委員 これ、意向調査で、相当数さらに、転居しませんという数がふえてきたとしたらどうするんですか。それだけやっぱり強引に進めていくということなんですか。全く連携しなくていいの。だって、住宅課が、その意向調査ですよ、可能性はあると思いますよ、可能性は。だって高齢者住宅だって、仮住宅の見通しは全くないわけだから。そういう状況の中でやって、意向調査をやって、その結果とは全く無関係。無関係でやるというんだったら、何のための意向調査かとなりかねないじゃありませんか。ちょっと、きちんと整理してご答弁いただきたいと思うんです。

○加藤住宅課長 ご指摘はご指摘として受けとめさせていただきますが、私どもとしますと、そういった、転居しないという方をゼロに進めていくといったところでございます。

（「しょうがないね」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 関連のことで一つだけ。

○はやお委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 そもそも、その明け渡し請求云々という話が出ているんだけど、平河町のほうというのは、でき上がりは、これ、何月なんですか。

○加島施設経営課長 竣工予定が来年の8月末でございます。

○はやお委員長 8月末。

○小枝委員 うん。その実際向こうが——まあ、非常に何度も延びている地下道、永田町四番出口の受け口の工事の件とかで延びているわけですけども、これ、そこがまだできていない中で、そういった、いわゆる法的な手続というのはとれるんですか。

○加藤住宅課長 これにつきましては、そうした措置のほうはできるといったところでございます。

○小枝委員 そのときの、あちらの仮住宅の状況というのは、相変わらずその地下道、何でしたか、貝坂通り下の通りというのは、通じていない。まあ、これからどうにか工事、できたらいいなぐらいの状態ということなんですか。それ、どうなっているんですか。

○加藤住宅課長 現在まだ、東京メトロさんと協議中でございます。なので、そちらについては、本当に心苦しく思っておりますが、そちらについても、今後さまざまなことを協

議しながら進めていきたいと考えてございます。

○小枝委員 全くそういう行政のやることとしてはお粗末な状況の中に、工事現場のような——工事現場と云って、工事の見通しもまだ立っていないような状況のところにお追いつくというやり方になれば、それも1点、転居を、仮に土下座してお願いをしたとしても、正当性は非常に薄いという段取りになっているということについては、認識しているわけですね。ええ。だから、そういう状況が、結局、先ほど来の木村委員のやりとりのような不信感、大丈夫かねという、実際行けないということもあって、もう行く理由もないとか、行く名目がないとか、いろんな、あるいは行った先が不安であるとかいう思いを当然、拡大をしているということなんだろうというふうに思うんですね。で、そういう状況については、おわびなり、あるいは説明ということは、そういった意向調査の中に書かれるんですか。

○加藤住宅課長 さまざまご不安な点、我々の説明が足りていないであったり、説明だけではなくて、さまざま協議といったところが進展していないという言い方は、ちょっと余り言いたくないんですけども、そう見えてしまうといったところにつきましては、ほんと、深くおわびを申し上げるといったところで、居住者の方々にも、そういったところ、まだ、さまざま明らかにできない点であったりといったところについてはおわびを申し上げて、説明会の中でおわびをたびたびさせていただいているところでございますが、その説明会にもなかなかお越しいただけないという方もいらっしゃると思いますので、文書の中でも、そうした気持ちを込めて、記載のほうを書かさせていただければと思っております。

○小枝委員 ちょっと関連で流れちゃって、一つ申しわけないんですけども、意向調査とか、あるいは明け渡し請求というところの話なんですけれどもね。私自身も、議員としては、その当時の平成25年、大山副区長であるとか渡辺ひとみ部長であるとかという時代のやりとりについての認識が、実のところは薄かったというのは、この間、決算委員会の傍聴に来られたOB、OGの議員さんの話を聞いていて感じたところなんですけれども。何かというと、長寿命化の工事をかけるに当たっては、計画をつくるに当たっても、非常に行政側としては悩んで。というのは、一旦ホテルに引っ越してもらわないとできないということで、そういう、うるさそうなのか議員さんのところは回って、とにかく、こういうことで長期に使っていくためには、これ必要な工事なのでご理解いただきたいと、企画総務系は回ったらいいですね。私は、そこに入っていなかったし、今、新しい議員さんも知らなくて仕方がないことだと思うんですけども。

そういう目線からすると、やはり、実は私が感じているのは、この間のやりとりでも、行政内部でも、長寿命化というものについて、一体これは何だったのかということの認識が、ここ二、三年、政経部長とやりとりしている中でも、実は行政内部でも、実はわかっていない。あした壊すんでも、やらなければならない工事と同じなんですというふうに言い続けてきていて、公営住——何でしたっけ、その住宅計画で考え方を変えたというのは、まあ、それは一つの考え方としては認識していますが、その2億1,600万円かけて、国の300万の補助をもらって、で、その300万の補助だって、70年使うためにもらった補助なら、これ当然、返さなきゃいけないというようなことをやりとりしているんですけども、いや、それはいいと聞いています云々というようなことで、全て詰め切らないまんま来てしまっている状況があるわけなんです。だから、そこが、委員長はこの先の

考え方としては整理していくという話でしたけれども、我々もやっぱり、事実認識をもう一遍、過ぎたことであっても、きっちりとしなきゃいけないし、そういう流れで言うと、質疑としては、私の反省も踏まえて言いたい部分はあるんですけども、質疑としては、先ほど、10月10日の説明会、これ、木村さんのほうでやるのか、10月10日の説明会以降に個別の説明会を行っていますよね。ええ。そこで、そうした、誰がこの2棟一括を判断したのか、その根拠なり会議なり、その議事録なりというような議論があるやにも聞いたんですけども、その辺のところはどういうふうになっていますか。

○加島施設経営課長 10月10日以降、先ほどのかがみ文にもございますように、個別にそれぞれのご事情に応じて丁寧に対応してまいりますということで、先週の、たしか金曜日に、説明会というか、説明にお伺いしたというのは事実でございます。で、相手の方もいらっしゃいますので、ここでどこまで言っているのかというのはわからないんですけども、今、小枝委員が言われたようなことも言われたのは事実で、宿題ということで、次回、また日にちを、来年のもう日程は決まっているんですけども、そのときに、もう一度ご説明させていただきますという形にはなっております。

○小枝委員 別に相手がいてもいいことだと思うんですね。むしろ、来年の、いつ、その会議というか説明に伺うことになり、その持ち帰り事項とは一体何だったのかというのは、当然、私から聞かれなくても、ここで報告すべきことだと思いますが。

○加島施設経営課長 はい。申し上げにくいんですけど、そこでの話し合いに関しても、相手の方が録音するなど、そういったこともやっておりますので、私のほうから、あんまり、言っているのかどうかというのがちょっと判断つかないので、そこら辺はちょっとご勘弁願いたいなと思います。（発言する者あり）ただ、日にちに関しては、1月16日ですね、次回。はい。そのときに、先ほど小枝委員言われたような宿題があるというのは事実でございます。

○小枝委員 うん。つまり、先ほど木村委員のほうからも言われた平成27年の――あ、じゃない。27年だよ。8月の庁内調整会議、区長もいらっしゃるんですかね。そこいら辺のところ、一括建てかえの議論をしてきたというようなことが、委員会の中でも報告されたことがあるんですけども、そこで、その長寿命化という、70年、建物を使いましょうということを、今まで、まさに平成27年段階でもやっているような期間の中で、その方針転換をしたというところのやりとりまで、本当は確認、また、そこに考え方がどういう整理された、本当に区長とか、上に正しく情報が伝えられた上で判断したのかとか、やっぱり、そこら辺のところの検証ができるか、できないかと。そうすると、また公文書のあり方問題になっちゃうんですけども、そこがないというところの薄さ。根拠の薄さ。ただ議会が議決したということだけを正当性の根拠にして、それ以外の振り返る材料の薄さというのが、結局、むしろ転居をすることの正当性の薄さになっている。行く理由がない。行きたくないじゃなくて、行く理由がないとなっちゃっているわけですよ。その問題というのは、やっぱり行政のほうとしてどう認識しているのかというのは、ちゃんと答弁していただきたい。

○清水政策経営部長 四番町の件から公文書のあり方ということでご指摘を賜りましたので、私のほうから統括的にご答弁を申し上げたいと存じます。

確かに、この間、この四番町、一つございますし、四番町以外のことでも、議会、皆様

方から、この企画総務委員会にとどまらず、各特別委員会等におきましても、私ども執行機関側の仕事の進め方ということに関しては、改めるべき点があるんじゃないかということは、ピンポイントでご指摘をいただいております。都度、私どものほうからは重く受けとめて改善をということで、検討してきているところでございます。まだ、全ての物事が、完璧にこれをやれば100%ですという改善案まで至ってはおりませんが、相当程度整理をしてきているところでございまして、本日、日程にも追加していただいたところでございますけれども、後ほど公文書のあり方に関しては、検討している経過のことを、方向性につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。またご議論を賜りながら積み重ねてまいりたい、改善をしてまいりたいと思っております。

一方で、1点だけ、私どもといたしましては、先ほどもるご意見を賜っているところでございますけれども、本（仮称）四番町公共施設整備につきましては、やはり、長い間、議会におきましても、さまざまなご指摘、ご議論をいただいて、現在に至っている。これが到達点であるという認識を持っております。

したがって、議会が議決したというだけの根拠、薄いという認識は、私どもは、大変申しわけございません、持っておりません。住民代表である議会が、長い期間かけて、さまざまなご議論をしていただいた結果というものをしっかりと受けとめながら、前に進めていく。ただし、プロジェクトを進めていくに当たりましては、いついかなるプロジェクトであっても、さまざまに課題が生じてくるんであろうと思っておりますので、その段その段で最善の策を考えながら、また議会から知恵をいただきながら、前に進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○はやお委員長 まあね、執行機関側からすりゃ、そういうことでしょう。でも、ここはもう、私たちは、議会のほうとして決めたことについて何も言うつもりはないけど、先ほどあったように、長寿命化から一体開発、そして2棟になるのか、それが1棟になった。で、これがいろいろな中期計画の中で、さまざまにこれだけ計画が変わるとするのは、私も民間の経営企画にいた中でも、あり得ん。あり得ない。でも、その中でも、我々は、先ほど言ったように、区民代表として決めてきたことは間違いなくマル・バツつけてきていることですから、ここについては揺るがぬものと思っております。でも、これだけ話が出てくるということに関しては、先ほどの、今度の協働と参画の中で、どこかが抜けてたんだよ。やっぱりそこに、反省点に踏まえていただかないと、これはずっと続くと思う。でも、今回のこの事案については、進める。それで、それを進めるに当たっても、最大限の対応できることは対応する。でも、もう、この骨格、骨子は、変えることは、もうここに至ってはできない。けども、そこを、今、話をしながらやっていくということになるだろうと思うので、今こういう状況であるけれども、今の政経部長の答弁であるけれども、いろいろな現実の積み上げからしたら、そういうところを踏まえて、今後の課題に真摯に向き合っていきたい、こういうふうには思っております。議会としてはね。

それで、先ほど木村さんの話もあるので、このスケジュールでオンするといったときに、次回は、議案の頭出しということになると、2月の頭ぐらいになってくるだろうと。だから、そのところで、ある程度の意向調査を含めての段取り、状況というのを、進捗でも報告をもらわなくちゃいけない。加えて、そのところについての全庁の、どうやって進む課題としてあり、対応として受け取っていくかということについては、この（2）の必

要に応じて計画を見直すというところについては、ならないけれども、このところについての、この陳情にお返しするためにも、そのところがはっきりされなければ、議論の余地が僕はないと思っているんで、まずは、そのところについて、また後でお諮りしますけれども、その報告を、これは逆に言うと全庁的な話だから、答弁いただくということが一つ。

それであと、十分に説明といったところで、あんまり議論されていなかったんだけど、かなり私は、個別にも対応してくれてやっているんですけど、この中で、今回やってきていただいたことを継続して、丁寧に説明ということでよければ、その話を執行機関に申し入れるということで、（１）については、もう、この議論を整理したいと。で、（２）だけ、ここについては、住宅の状況があるので、それを踏まえて、また陳情者に対しての、どういうふうにお返するかということ整理したいと思うんですけども、どうですか。（１）については、まだそんなに議論はないけど。

じゃあ、ちょっと休憩します。

午後3時12分休憩

午後3時18分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

ただいまのこの陳情、（仮称）四番町の公共施設に関する陳情ということに關しまして、（１）の、「区民に十分な説明」。これは早期周知条例です。で、そのところは、今まで前回のより後になってから、かなり個別にお答えしていただいていると。さらに、そういうことを個別にやっていたきながら、また新たな疑問が出てきた中には、丁寧にその説明をしていただくということで、執行機関に申し入れたいと思います。ですので、この（１）については、陳情書の内容としたい。

で、（２）につきまして、この、必要に応じての計画を見直す。これは大きなことでございます。先ほど、住民の意向調査等々含めて、執行機関の今後の見通し、方向性を——報告できる体制をもって、今回のこのところについての陳情書に回答したいと思いますので、この（２）を残して継続ということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、この送付31-9、（仮称）四番町公共施設整備に関する陳情につきまして、（２）の「区民の理解と合意を何よりも大事にし、必要に応じて計画を見直すようにしてください」というこの項目のみを継続とし、継続にさせていただきたいと。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、陳情につきましては終了いたします。